

独立行政法人福祉医療機構中期計画（案）

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年●月●日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、通則法第 30 条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

令和 5 年●月●日
独立行政法人福祉医療機構
理事長 中村 裕一

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」（平成 30 年 2 月 16 日閣議決定）及び地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）（平成 26 年法律第 83 号）をはじめとする福祉・医療施策に基づき、待機児童や特養待機者の解消のための受け皿整備、地域医療構想に沿った病床機能の分化・連携、ICT等の活用、各施設の老朽化への対応・耐震化等、各種課題の解消に向けて福祉・医療基盤の整備を推進する必要がある。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、政策融資としての役割を踏まえ、民間の社会福祉施設、医療関係施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資することが求められている。

さらに、コロナ感染症の影響を受け財政基盤が悪化した福祉・医療事業者に対する資金繰り支援として実施した無利子・無担保等の新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえつつ、地域における福祉・医療基盤の維持及び存続を図ることを最優先に、貸付債権の適切な期中管理等を行うことが必要である。

これらを踏まえ、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

(関連指標)

○政策融資による施設整備実績

- ・借入申込受理実績
- ・審査実績
- ・貸付契約実績
- ・資金交付実績
- ・政策に即した優遇融資実績
- ・政策への貢献度（整備定員数）

○災害等対応実績

- ・借入申込受理実績
- ・審査実績
- ・貸付契約実績
- ・資金交付実績

(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施し、福祉医療関係団体等との連携強化を図る。

(関連指標)

○貸付制度周知広報活動等実績

- ・福祉医療関係団体等への社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績

(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設、医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。

また、協調融資制度の普及に努めつつ、適切な運用を行う。

(関連指標)

○協調融資の取組実績

- ・協調融資実績
- ・民間金融機関への社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績

(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備計画の早期段階からの確な融

資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。

（関連指標）

○利用者サービス向上の取組実績

- ・顧客満足度、有用度
- ・審査処理期間
- ・資金交付処理期間

（５）融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行う。

（関連指標）

○期中管理の取組実績

- ・業況注視先の現地調査等の実施先数
- ・災害等返済猶予実績

（６）債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。

また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。

（関連指標）

○リスク管理債権への対応実績

- ・リスク管理債権比率・残高

（７）政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講じることにより経営を支援し、福祉・医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

（関連指標）

○経営の悪化した貸付先等への対応実績

- ・貸出条件緩和実績
- ・法的措置等による債権回収実績

（８）福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

①政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度 14 回以上実施する。

- ②民間金融機関との勉強会・意見交換会を毎年度 11 回以上実施する。
- ③融資相談等を通じて貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度 220 件以上実施する。
- ④フォローアップ調査については、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度 72 貸付先以上に実施する。

2 福祉医療経営指導事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「新子育て安心プラン」、「高齢社会対策大綱」、医療介護総合確保推進法等において福祉・医療の基盤強化を目指しており、福祉・医療事業者の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。

また、コロナ感染症の影響により財政基盤が悪化した福祉・医療事業者の経営改善の取組に対する支援の充実が求められているところである。

こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、独立行政法人という公的な立場から、福祉・医療事業者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、福祉・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できるよう、施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。

また、福祉・医療事業者のニーズを踏まえつつ、必要に応じてオンラインによるセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応する。

(関連指標)

○セミナーのサービス向上取組実績

- ・開催回数
- ・延べ受講者数
- ・オンラインセミナーログイン数
- ・セミナー有用度

- (2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を収集するとともに、福祉・医療事業者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行う。さらに、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。

(関連指標)

- 福祉医療分野における情報提供実績
 - ・リサーチレポート公表数
 - ・講師派遣回数
 - ・外部媒体執筆件数
 - ・国や地方公共団体等への支援件数

(3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される民間の社会福祉施設や医療関係施設等の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ、個々の事業者・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。

(関連指標)

- 経営診断のサービス向上取組実績
 - ・経営診断有用度

(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①セミナーについては、セミナーテーマ数を毎年度 10 テーマ以上とする。
- ②施設の経営状況に関する調査・分析結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を毎年度 117 回以上とする。
- ③経営診断については、毎年度 342 件以上の診断を実施する。

3 社会福祉振興助成事業

社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 助成事業の募集に当たっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

(関連指標)

- 募集及び採択実績
 - ・募集及び採択の件数・金額
- 募集等に係る周知実績
 - ・周知活動回数（メールマガジン、Twitter、Facebook 等）

- 他団体との連携・協働による効果
 - ・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合
- (2) 助成金の早期交付決定のため、助成申請業務の効率化を図る。
 - (関連指標)
 - 助成金申請業務の効率化
 - ・平均処理期間
- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。

また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、機構が有する過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施するとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。

 - (関連指標)
 - 期中支援の充実
 - ・進捗状況調査等の実施件数
- (4) 助成先法人等が行う助成事業の円滑な実施及び継続・発展を支援するため、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努める。
 - (関連指標)
 - 助成事業の継続率
 - ・助成事業終了後1年以上経過後における事業継続率
- (5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。
 - ①助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度60%以上とする。
 - ②ガバナンス強化に関する支援を実施した団体数を毎年度23団体以上とする。
 - ③助成事業に係る研修会等の参加者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を毎年度50%以上とする。

4 退職手当共済事業

少子高齢化が進行する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」や地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律においても、保育や介護の人材確保を目指しているところである。

こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施

設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。

(関連指標)

- 退職手当金支給実績
- ・退職手当金支給件数・金額

(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。

(関連指標)

- 電子化の推進実績
- ・電子届出システム利用率
- 利用者の事務負担軽減の取組実績
- ・電子届出システム利用者満足度
- ・掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度

(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。

(関連指標)

- 退職手当共済制度周知の効果
- ・加入職員数
- ・新規加入職員数
- ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度

(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①退職手当金請求書の受付から給付までの平均処理期間を毎年度 42 日以内とする。
- ②退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度 45%以上とする。
- ③退職手当共済制度の新規広報先数を毎年度 20 件以上とする。

5 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定

に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。

(関連指標)

○心身障害者扶養保険事業実績

- ・新規加入者数
- ・新規年金受給者数
- ・保険対象加入者数
- ・年金給付保険金支払対象障害者数
- ・年金給付保険金額

(2) 扶養保険資金の運用

扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的とし、年金給付に係る短期資金の需要に留意しつつ、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行う。

また、分散投資による運用を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制し、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保する。

さらに、各種リスクの管理のため、資産運用の状況や運用環境等を定期的にモニタリングし、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握した上で必要な措置を講じるとともに、運用実績が基本ポートフォリオ策定時の想定と乖離していないかなどについて、毎年度、資産運用委員会において検証を行い、必要に応じて運用に関する基本方針を随時見直すほか、扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、外部有識者等からなる財務状況検討会において生命保険契約における運用実績を確認する等の検証を行う。

(関連指標)

○扶養保険資金の運用実績

- ・ベンチマーク差

(3) 事務処理の適切な実施及び制度周知

障害者及びその保護者に対するサービスの向上並びに制度の普及を図るため、国及び地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。

(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ・障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による心身障害者扶養共済制度の周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。

6 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）

WAM NET 事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」及び国からの要請を受けて構築した障害・児童福祉施設等に係る「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。

（関連指標）

○利用者サービス向上取組実績

- ・アンケート調査における情報利用者の満足度

(2) 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。

（関連指標）

○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績

- ・国の施策に基づく情報システムの利用実績

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NET の活用を図る。

(4) WAM NET事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。

- ①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度8件以上実施する。
- ②年間ヒット件数を毎年度2億1,000万件以上とする。
- ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの利用者満足度を毎年度80%以上とする。

7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。

- (1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第4期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進める。
- (2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。
- (3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
(関連指標)
○適時的確な債権回収の実績
・年金住宅融資等債権の元金回収率
- (4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- (5) 業務の実施に当たっては、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、柔軟に条件変更を行うなど債務者に寄り添って丁寧に対応する。

また、コロナ感染症の拡大等による経済事情の変動が収束し、政府方針等の要請による柔軟な条件変更等を行う必要がないと認められる場合は、年度

計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努める。

(関連指標)

- リスク管理債権への対応実績
- ・リスク管理債権残高

8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務については、返済中の利用者に配慮しつつ融資後の年金担保債権及び労災年金担保債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講じる。

なお、当該業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務の終了に至るまで安定的かつ効率的な業務運営に努める。

(2) 融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。

(関連指標)

- 貸付残高推移
- ・貸付残高件数
- ・貸付残高金額

(3) 業務の円滑な終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講じる。

(関連指標)

- 受託金融機関に対する情報発信
- ・受託金融機関事務説明会開催実績
- ・全国銀行協会等との意見交換実績

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報取り扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 情報システムについては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの支援の下、PJMOは情報システムの適切な整備及び管理を行う。

また、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。

(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。

また、各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。

2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保するとともに、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。

なお、中期目標

期間中に改廃のある業務については、業務終了に向け経費の節減を図る。

(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施する。

(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進する。

(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

- 1 予算 別表1-1～1-4のとおり
- 2 収支計画 別表2-1～2-4のとおり
- 3 資金計画 別表3-1～3-4のとおり

第4 短期借入金の限度額

1 限度額 ●●, ●●●百万円

2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定において、貸付原資の返済等に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

年金担保債権管理回収勘定及び労災年金担保債権管理回収勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。

第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項
業務改善に係る支出のための原資
職員の資質向上のための研修等の財源

第8 その他業務運営に関する重要事項

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。

1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
また、様々な環境変化に迅速的確に対応するため、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。

- (2) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かした業務間の連携、職員の業務改革等に向けた取組を奨励することにより、業務の効率的な運営を図る。

さらに、機構事業への理解・支持促進に資する効果的な情報発信及び広報活動を行う。

2 内部統制の充実

- (1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成26年11月28日総務省行政管理局通知）を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。

また、モニタリングによる内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう必要に応じて見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図る。

- (2) 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（令和3年7月7日サイバーセキュリティ戦略本部）を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直しとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。

また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

1 職員の人事に関する計画

- (1) 男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。
- (2) 福祉・医療基盤の安定に向けた支援の充実を図る観点から、人材確保・育成方針に基づき、職員の資質向上を図るとともに、士気及び専門性の高い組織の運営に努める。

2 施設及び設備に関する計画

なし

3 積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項及び同法附則第 5 条の 2 第 2 項に定める業務の財源に充てることとする。